

第5回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成24年4月23日（月）13:30～15:15

場 所：経済産業省 第三特別会議室（本館17階西1）

議 題：（1）原子力損害賠償の進捗状況について
（2）ADRセンターにおける和解仲介手続の状況について
（3）中間指針第2次追補を踏まえた賠償の方針・概要について
（4）その他

資 料：資料1 原子力損害賠償の進捗状況について（東京電力）
資料2 原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員声明について（文部科学省）
資料3 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続の実施状況レビュー（文部科学省）
資料4 警戒区域及び避難指示区域の見直しについて（内閣府被災者生活支援チーム）
資料5 警戒区域等の見直しに係る地元説明状況について（復興庁）
資料6 第二次追補を踏まえた賠償の基本的な考え方について

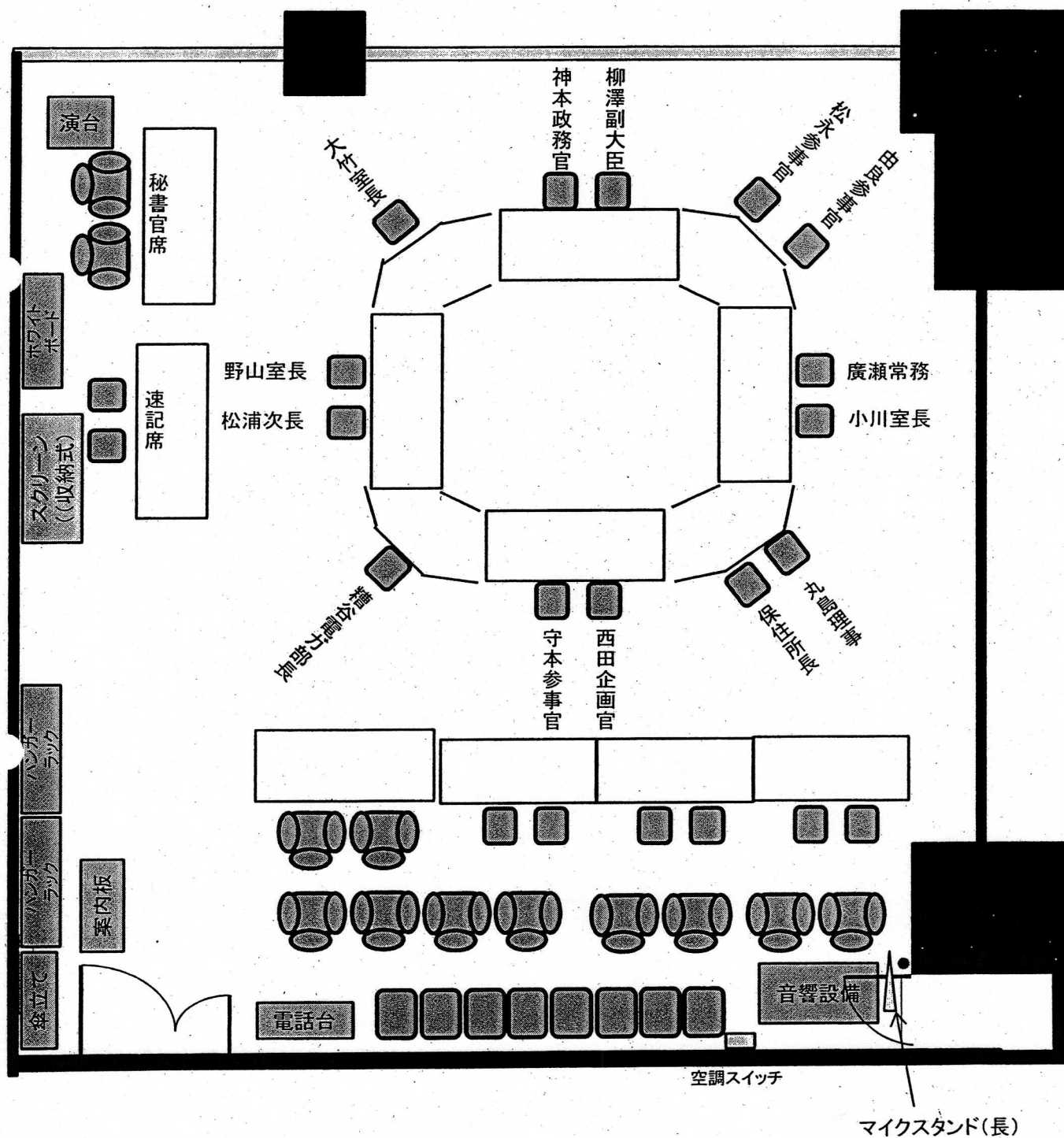
参考1 第4回原子力損害賠償円滑化会議議事録
参考2 原子力損害賠償紛争解決センター「総括基準」の公開について
参考3 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続審理促進阻害要因の分析と解決策

第5回原子力損害賠償円滑化会議 座席表(案)

日時:平成24年4月23日(月) 13:30~15:15

場所:経済産業省 本館17階西1 第3特別会議室

第3特別会議室



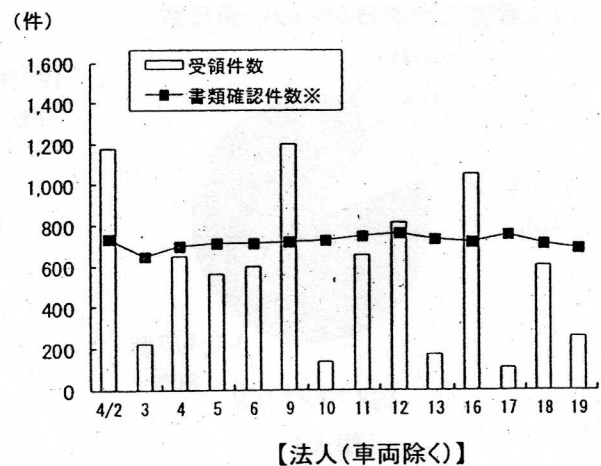
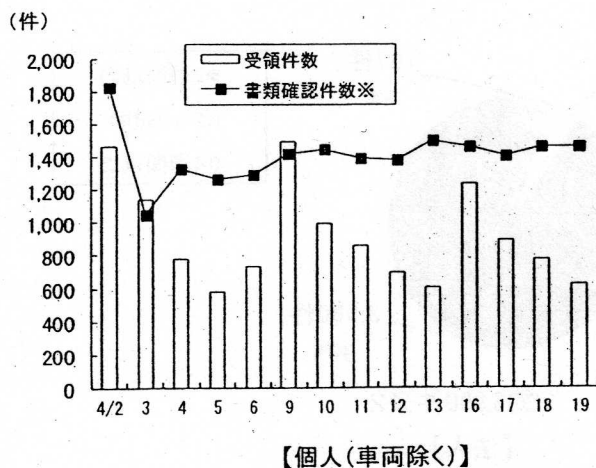
原子力損害賠償の進捗状況について

平成24年4月23日
東京電力株式会社

東京電力株式会社 H24.4

1. 請求書受領・確認状況〔自主的避難を除く〕（4/19現在）

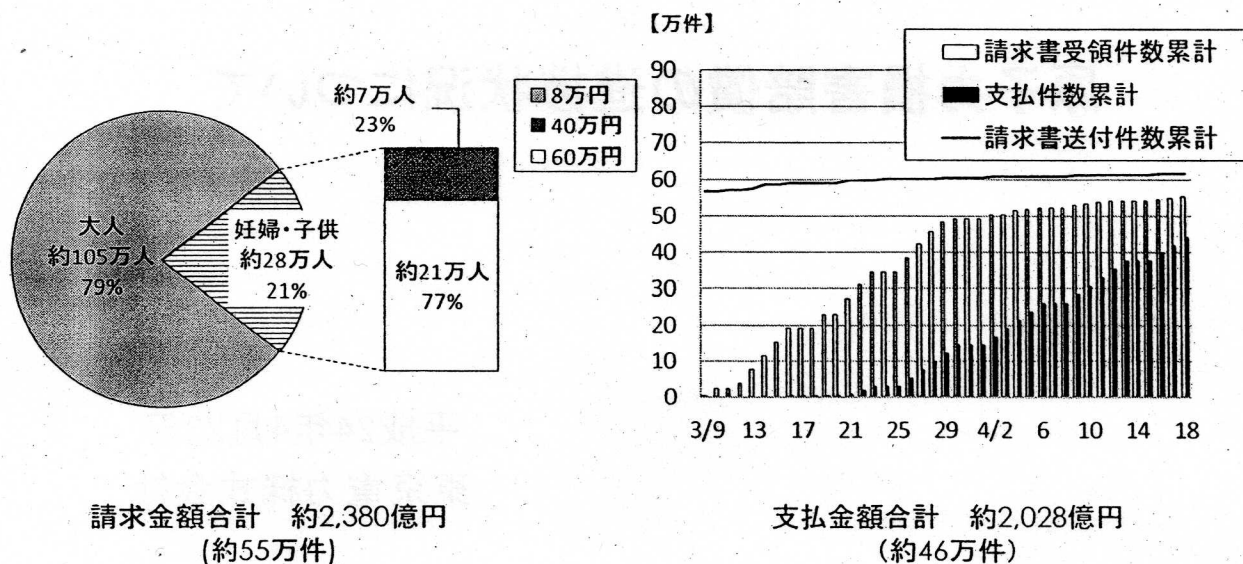
- 個人の方からの請求書について、現時点で想定される賠償対象世帯数約63,800世帯に対し、約51,700世帯（約81%）から受領
- 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数（目安：3週間以内を目途）
個人：約19日、法人：約13日、車両：約20日
- 合意書受領から支払いまでの日数（目安：1～2週間以内を目途）
個人：約 7日、法人：約 7日、車両：約7日



※ご請求者さまに書類不備のご案内をしたものを含む

2. 請求書受領・確認状況〔自主的避難〕（4/19現在）

- 約62万通の請求書を郵送送付し約55万通の請求書を受領
- 請求書類の到着から支払いまでの日数：約17日



東京電力株式会社 H24.4

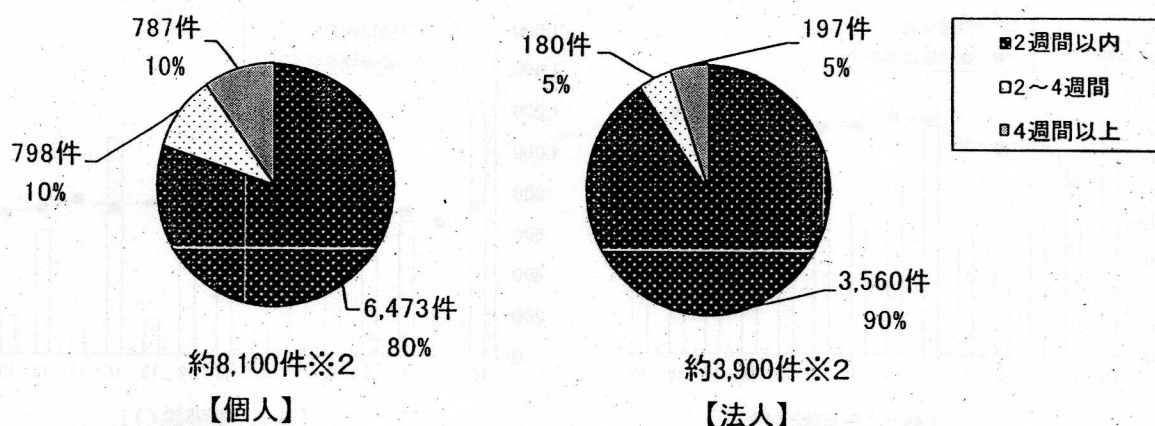
2

3. 合意書の返送状況について(4/19現在)

- 合意書の発行件数(累計)
 - 個人：約 77,200件、法人：約 43,100件
- 合意済みの件数※1
 - 個人：約 67,000件(合意書送付日からの平均返送日数：約9日)
 - 法人：約 39,000件(合意書送付日からの平均返送日数：約8日)

【返送待ちの合意書の状況】

○合意書の発送日からの経過日数



東京電力株式会社 H24.4

3

4. 賠償金の支払実績(4/19現在)

(件、億円)

	請求書受領件数	本賠償支払件数	金額
本賠償の金額			6,179
個人	102,982	58,433	866
個人(自主的避難等)	552,979	459,445	2,028
法人・個人事業主	51,852	36,027	1,897
団体	—	209	1,138
その他	—	1	250
仮払補償金			1,442
支払総額			7,621

※その他は、1/19の福島県民健康管理基金への拠出
 ※車両賠償は個人で約940件約6億円、法人で約30件約0.4億円

5. 参考

■ 個人の方からのご請求について(4月19日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 602件
- 既にお支払いしている仮払補償金の本賠償合意額を上回る場合に、仮払金の精算方法等についてご要望を承り、お支払いした件数 ⇒ 24件

■ 法人及び個人事業主の方からのご請求について(4月19日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 132件
- 第1回、2回の本賠償をお支払い済みの方に、ご要望に応じ、第3回に対する概算払いによるお支払いの実績 ⇒ 24件

【参考】世帯あたりの賠償金お支払い状況

■対象世帯数:約31,000世帯

2011.3.11～2011.11.30(1期、2期)の請求に合意をいただいている世帯

賠償項目	1世帯あたりのお支払い金額 [お支払い世帯平均]
避難生活等による精神的損害	約2,109千円
避難・帰宅費用	約118千円
一時立入費用	約150千円
生命・身体的損害	約255千円
就労不能損害	約1,769千円
検査費用(人)	約18千円
検査費用(物)	約11千円
その他	約459千円
請求全体	約3,690千円

(1ヶ月平均:約410千円)

(一世帯あたりの平均人数:約2.5人)

中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況

平成23年4月23日
東京電力株式会社

1. 自主的避難等に係る損害の対象区域外地域に対する賠償について
 - (1) 本年3月22日に当社から白河地方・会津地方原賠対策本部に対し賠償案を提示。4月4日に対策本部ご了解。
(賠償案) 平成23年3月11日時点で県南地方に居住していた妊婦および子供に対し、同日から同年12月31日までの自主的避難に係る損害について、避難の有無にかかわらず、一人20万円を賠償。
 - (2) 本年4月5日に当社から宮城県丸森町長に対し賠償案を提示。現在、丸森町が検討中。
(賠償案) 平成23年3月11日時点で丸森町に居住していた妊婦および子供に対し、同日から同年12月31日までの自主的避難に係る損害について、避難の有無にかかわらず、一人20万円を賠償。
2. 観光風評被害の対象区域外地域に対する賠償について
 - (1) 千葉県
 - 本年1月10日より、太平洋沿岸の16市町村(銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里町、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市)の観光業者に対して、中間指針対象区域内の基準で賠償を開始。
 - 太平洋沿岸の16市町村以外の地域については、本年1月31日から同年2月21日にかけて、各市町村にヒアリングを実施し、併せて、観光入込客または売上の減少を証する資料およびその減少が原子力発電所事故による影響であることを証するための資料を受領。
 - 現在、ヒアリング結果及び受領した資料を基に継続協議中。今月中に協議会を開催予定。
 - (2) 山形県ほか
 - 本年2月16日より、山形県米沢市の観光業者に対して、昨年3月11日から同年5月31日までの原子力損害に限り賠償を開始。
 - 山形県のその他地域については継続協議中。また、山形県以外についても東北5県が連携した旅館組合の協議会と協議を実施中。

以 上

平成 24 年 4 月 19 日

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針

原子力損害賠償紛争解決センター
総括委員会

委員長	大	谷	禎	男
委員	鈴	木	五	十三
委員	山	本	和	彦

当センターは、平成 24 年 3 月末までに、昨年 9 月の受付開始からの累計で 1590 件の申立てを受けた。平成 24 年に入っての申立て件数は、1 月 248 件、2 月 355 件、3 月 466 件（月平均 356 件）と増え続けている。被害が甚大かつ広範に及ぶことを背景として、当センターへの社会の期待の現われと受け止めるが、迅速かつ柔軟な賠償に応じるべき東京電力が法及び原子力損害賠償紛争審査会の一般指針にもとる硬直的な対応を直接賠償で行ってきたことが、当センターへの申立て急増の一因であることは指摘しておかなければならない。

他方、3 月末時点での既済件数（和解成立、取下げ又は打ち切り）は、86 件であり、また同時点の和解案提示件数（受諾否回答待ち）も 50 件を超え、和解に向けた事件処理のペースも着実に上がってきている。

しかしながら、増え続ける申立て及びそれに伴う未済事件の累積は、現在係属している事件及び今後申し立てられる事件の審理の円滑な進行に深刻な影響を及ぼしつつある。現状では、本年 2 月以降に申し立てられた案件を中心に、審理に大幅な遅れ・滞留が生ずることは避けられない。具体的には、①申立書が提出されても受理手続・担当仲介委員及び調査官の指名にこれまで以上に時間がかかる、②担当仲介委員及び調査官が決まっている案件についても事案の検討が遅れ、口頭審理期日の設定や和解案提示が大幅に遅れる、という事態が生ずる。当センターでは、当初標準的な案件で申立てから約 3 か月での終結を目指していたが、現状では、標準的な案件で申立てから和解案提示まで 5 ～ 6 か月程度はかかるものと予測され、今後も状況によってはさらに長くかかることもありうる。

原子力損害賠償の和解の仲介を適正かつ迅速に行うことを使命とする当センターとしては、このような遅れが生ずることは遺憾な事態であるが、状況を適時にかつ率直にお知らせすることが、その適切な対処方の第一歩として必要であると考えた次第である。

このような事態に対応し、審理のさらなる円滑化・迅速化を実現するため、

当センターとしては、引き続き以下の点に注力する。

- ① 大量の申立てを迅速に取り扱わなければならないことを踏まえ、適正さを確保しつつ、これまでの 7 か月間の和解仲介の経験から得られた手続の効用を活かすことにより、審理の一層の簡素化をはかり、和解案提示のさらなる早期化を目指す。
- ② 案件受理段階での成熟度・難易度・事件類型等に応じた振分けを適切に実施する。
- ③ 当センターで形成された和解の基準（公表される総括基準を含む）及び和解実例を広く周知し、当センターの和解仲介のみならず当事者間の直接交渉にも使えるような措置を講ずる。
- ④ 申立人代理人及び東京電力の迅速審理へのご協力を継続して求める。

以上のような当センターの審理方法改善等の努力を行う一方、東京電力に対しては、前述のような直接交渉における硬直的な交渉姿勢、法及び一般指針にもとる内部的な賠償基準を改めていただき、できるだけ多くの案件が直接交渉で解決するような方策を講じていただくよう当センターとしても要請する。あわせて、代理人の付かない申立てが依然 8 割強を占めることに鑑み、当センターへの申立てにできるだけ多くの案件に代理人を付けていただくよう、弁護士会及び関係各方面に願います。

また、当センターの和解仲介業務を支えるのは、他に弁護士業務をかかえる非常勤の仲介委員及び調査官であるが、申立ての急増に伴い、仲介委員・調査官の負担は既に限界を超えているとも言える状況であり、弁護士業務にも相当のしわ寄せが来ている。したがって、申立ての急増に対応し、当センターが所期の役割を適切に果たせるようにするためにも、当センターの態勢の拡充・整備のための具体的な措置を至急講じることが不可欠であり、上記の取組みを進める上でも重要であると考えられることから、文部科学省ほか政府関係各方面に特段のご配慮をお願いする。

以上の当センター自身及び関係各方面の取組みにより、和解案提示数の飛躍的上昇(本年 5 月には和解案提示を含めた終結 200 件を目指し、以後もその数を増やしていく)及び和解案提示に至る期間の短縮(現在 5～6 か月であるが、これを 3～4 か月にすることを目指す)をはかり、もって案件処理の遅れを極力解消して原子力損害賠償和解仲介の運営の正常化を期する所存である。

引き続き当センターの活動にご理解とご協力をお願いする。

以上

(参考)

申立件数の結果等（４月１９日現在での取扱状況）

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
申立件数		38	80	143	260	248	355	466	312	1,902
当 該 月 進 捗 状 況	既済件数	0	1	1	4	8	23	49	61	147
	(内訳)									
	和解成立	0	0	1	1	2	9	33	34	80
	全部和解	0	0	1	1	2	7	23	27	61
	一部和解	0	0	0	0	0	1	7	6	14
	仮払和解	0	0	0	0	0	1	3	1	5
	和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	6	24
	取下げ	0	1	0	3	5	9	16	28	62
未済件数累計		38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,755	

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続きの実施状況レビュー

原子力損害賠償紛争解決センターの設立以降、和解仲介手続きの進捗状況は下記の通り。

(平成24年4月19日時点)

	平成23年				平成24年				累計
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
①申立件数	38	80	143	260	248	355	466	312	1,902
②東京電力への申立到達件数 (※)	33	63	103	181	303	316	322	386	1,707
③仲介委員・調査官の指名通知発出済件数	16	75	89	133	351	249	312	175	1,400
④東京電力における答弁書発送済件数 (※)	6	38	58	150	208	306	302	186	1,254
⑤第1回パネル協議期日開催数	6	27	72	98	127	326	191	223	1,070
⑥第1回口頭審理期日開催数	0	1	5	33	43	84	155	120	441
⑦第2回以降パネル協議期日開催数(延べ数)	0	5	51	64	123	156	236	180	815
⑧第2回以降口頭審理期日開催数(延べ数)	0	0	3	10	17	54	94	90	268
⑨和解案提示件数	0	0	1	5	16	20	75	64	181
⑩口頭審理を経ずに和解案提示となった件数	0	0	1	0	5	8	21	26	61
⑪和解成立件数	0	0	1	1	2	9	33	34	80
⑫打切件数	0	0	0	0	1	7	10	6	24
⑬取下件数	0	1	0	3	5	9	16	28	62

(※) 東京電力より提供されたデータ

(注) 和解案提示、和解成立数については、下記3区分の合計となる。

①全部和解：和解成立により申立内容の全てが解決し、和解仲介手続が終了するもの

②一部和解：請求があった複数の損害項目のうち、一部の損害項目のみを先に和解するもの

ex) 避難費用、精神的損害が請求されている場合に、避難費用のみを先に一部和解

③仮払和解：当事者間に争いがないと見込まれる金額につき、仮払いを行うことを和解するもの

ex) 20万円が請求されている場合に、うち10万円は東京電力が争わないと見込まれるので、10万円につき仮払和解

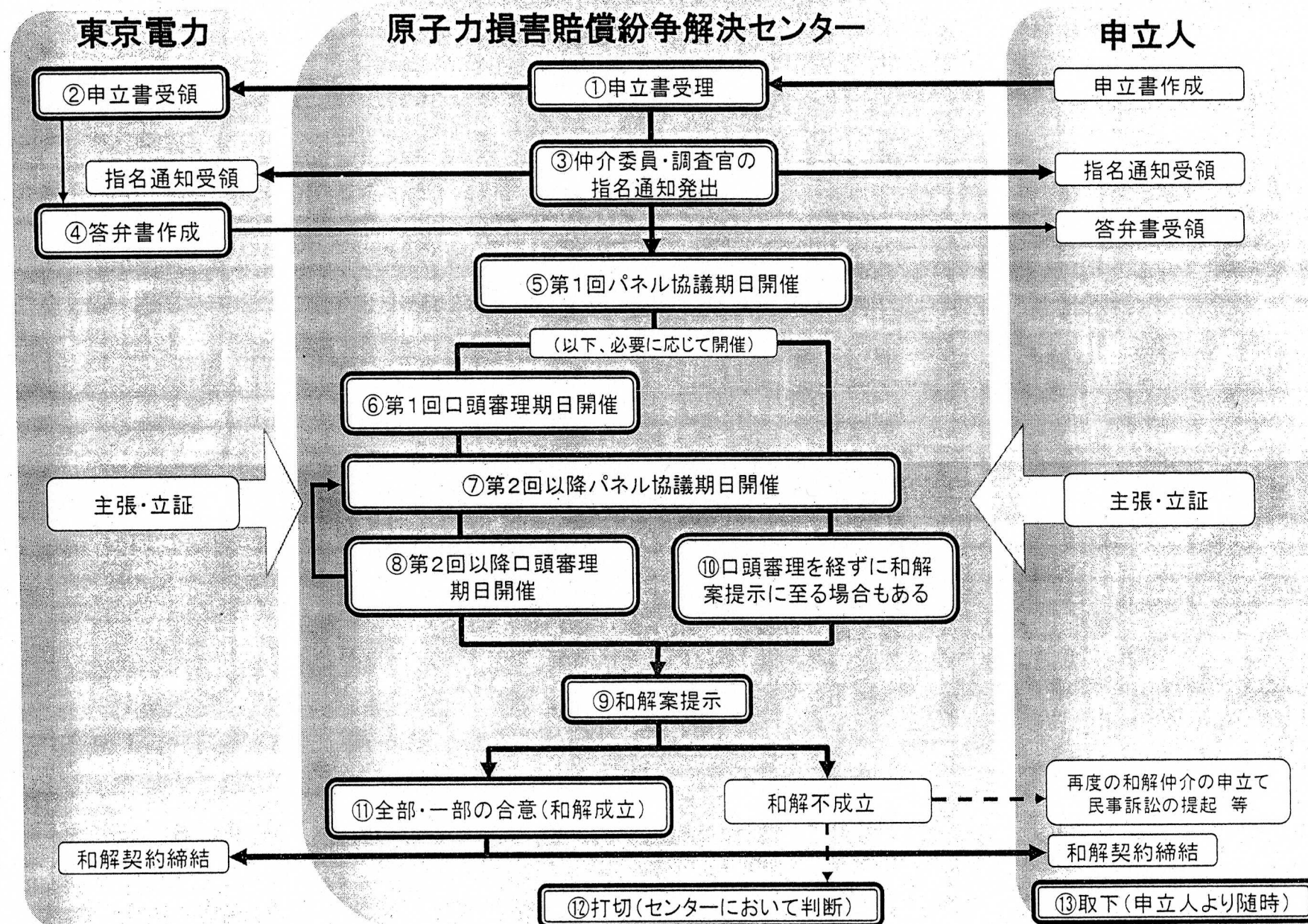
上記②と③は中間判断であり、和解が成立しても、和解仲介手続は終了しない。

また、一つの申立事案に対し、②、③はそれぞれ複数存在し得る。

(内訳)

	平成23年				平成24年				累計
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
⑨和解案提示件数	0	0	1	5	16	20	75	64	181
(1)全部和解案	0	0	1	4	8	9	62	53	137
(2)一部和解案	0	0	0	0	4	7	9	9	29
(3)仮払和解案	0	0	0	1	4	4	4	2	15
⑩口頭審理を経ずに和解案提示となった件数	0	0	1	0	5	8	21	26	61
(1)全部和解案	0	0	1	0	1	3	15	20	40
(2)一部和解案	0	0	0	0	0	4	3	4	11
(3)仮払和解案	0	0	0	0	4	1	3	2	10
⑪和解成立件数	0	0	1	1	2	9	33	34	80
(1)全部和解	0	0	1	1	2	7	23	27	61
(2)一部和解	0	0	0	0	0	1	7	6	14
(3)仮払和解	0	0	0	0	0	1	3	1	5

申立から和解成立までの一般的な流れ



「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する
基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原災本部決定）

○ステップ2完了により原子力発電所の安全性が確認されたことを受け、警戒区域及び避難指示区域の見直しを開始し、国としてまずは、基本的考え方を提示。

○見直しに当たって発生しうる諸課題への対応や新たな区域の運用については、今後、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討。

1. 警戒区域の解除

- ◆ インフラの安全確認や防災・防犯対策などの準備を整え、解除する方向で県、市町村など関係者と協議中。

2. 避難指示区域の見直し

- ◆ 現在設定されている避難指示区域（①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域）を一体的に見直すべく、県や市町村など関係者と協議中。

（1）避難指示解除準備区域

（年間20ミリシーベルト以下）

- 除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す

（2）居住制限区域

（年間20ミリシーベルト超）

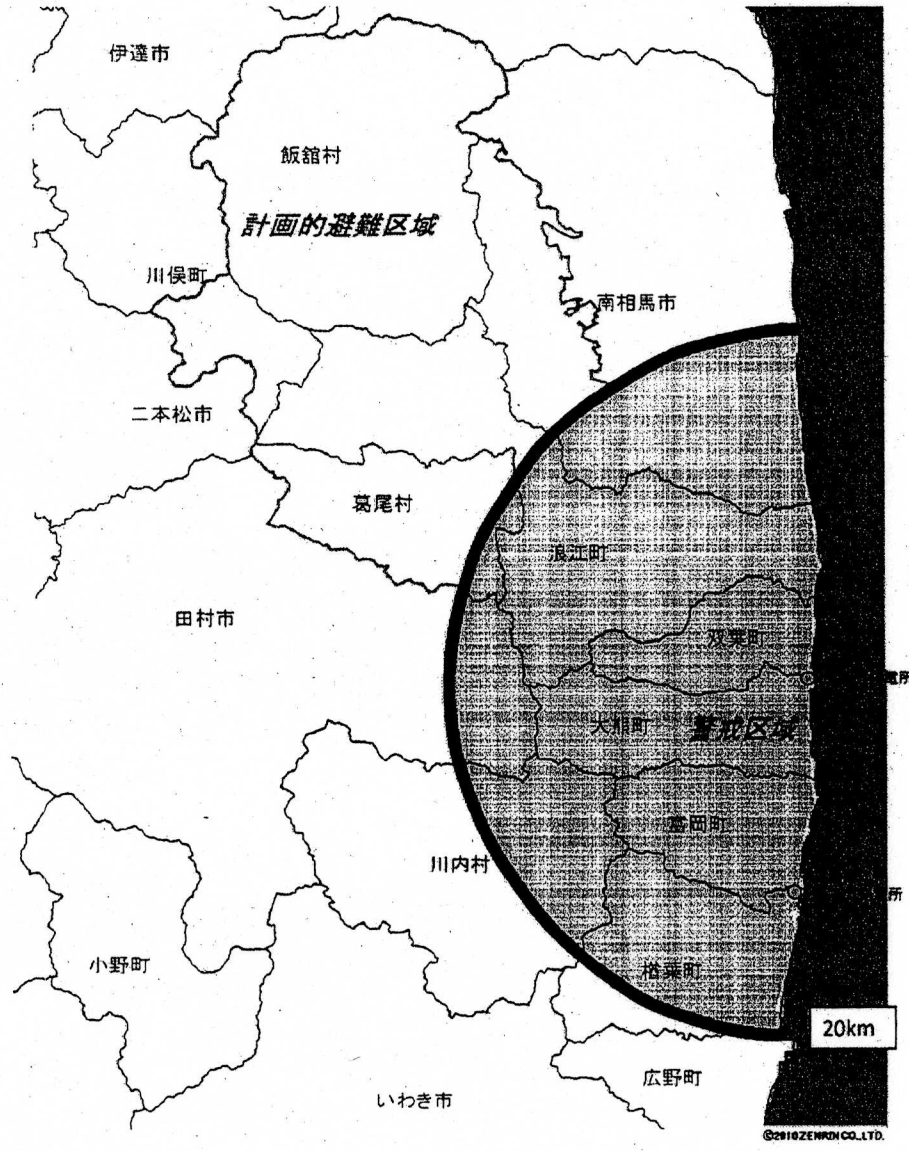
- 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する

（3）帰還困難区域

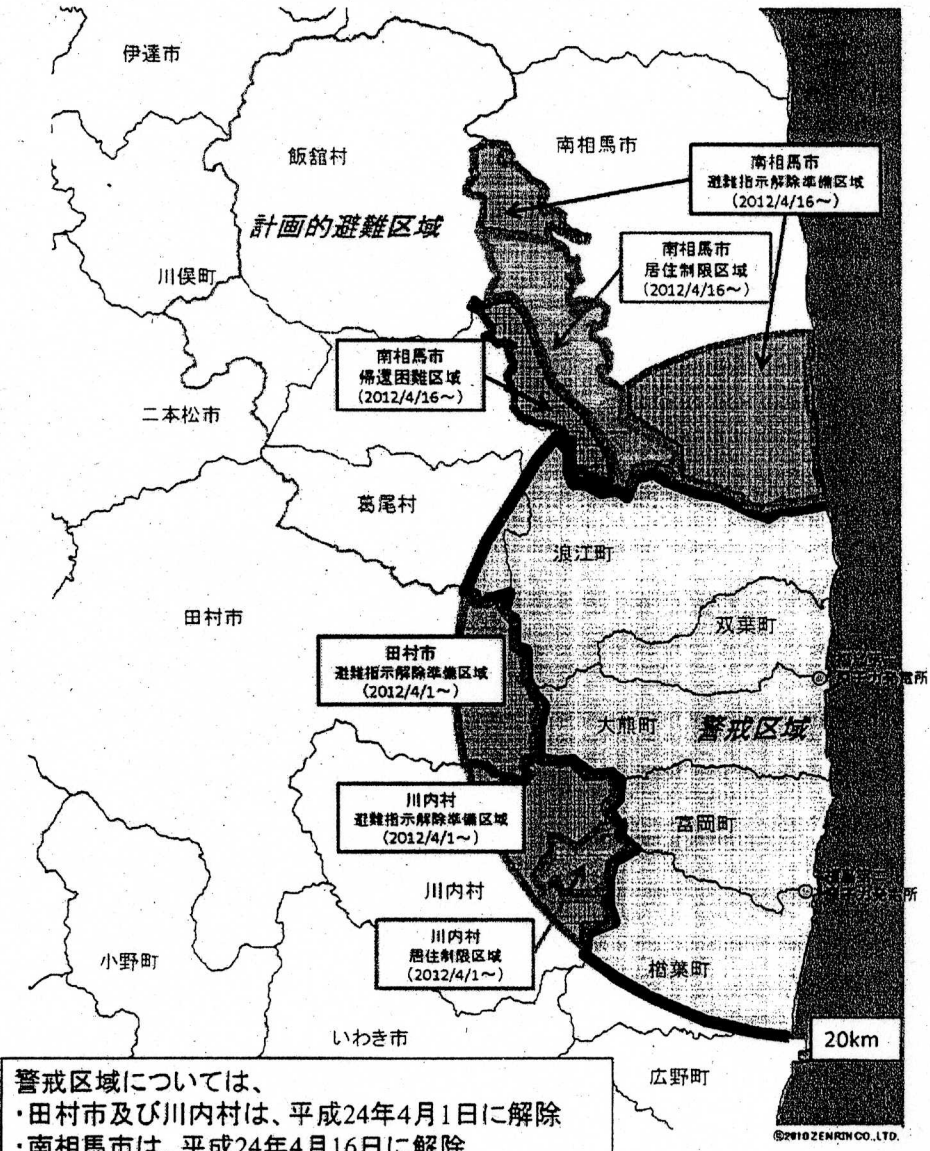
（5年間を経過してもなお、20ミリシーベルトを下回らないおそれ（現時点で50ミリシーベルト超））

- 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していく

警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年3月30日現在)



(平成24年4月1日以降)



警戒区域については、
・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
・南相馬市は、平成24年4月16日に解除

帰還支援に係る住民説明会・議会全員協議会の主要論点

平成24年4月23日

復興庁

【区域見直し】

- 町村内の全地域を一体的に区域を見直してほしい。(川内村、大熊町)
- 居住制限区域は何年で帰れるようになるのか。(川内村)
- 治安が心配。市町村民に限り区域内に立ち入れる仕組みの検討すべき。(川内村、田村市、檜葉町、南相馬市)
- 宿泊できるようになるのはいつか。(南相馬市)
- 帰還困難区域は5年後に見直すのか。(飯舘村、大熊町)

【除染】

- 1 mSv 未満になるまで除染すべき。(川内村、広野町、田村市、檜葉町、飯舘村)
- モデル除染事業が終わった所は本格除染はやらないのか。結局1回しかやらないということか。(川内村)
- 山林の除染はどうするのか。(川内村)
- 除染の費用対効果はあるのか。(広野町、南相馬市)

【賠償】

- 賠償について、町村内を一体として扱い、差をつけるべきではない。(川内村、大熊町)
- 精神賠償について、旧緊急時避難準備区域は8月末を目安となっているが、9月以降も賠償をして欲しい。(川内村、広野町)
- 営業損害について、「特別な努力」とは何か。(広野町、飯舘村)
- 除染が終わって、農業が再開できるようになれば戻れる。それまでの間は賠償を継続してもらう必要がある。(田村市、飯舘村)
- 将来、放射線による健康影響が出た時、どのように補償してくれるのか。(広野町)
- 賠償額が10万円では足りない。(檜葉町、飯舘村)
- 立木の補償について、基準を示してほしい。(飯舘村)

【インフラ】

- 国道6号線、常磐道を早期に開通してほしい。(檜葉町、南相馬市)
- 仮設住宅、借り上げ住宅への入居期間は2年以上に延長できるのか。(川内村、飯舘村)
- もし仮に原発事故が再度発生して避難することになった場合の避難道路を国の責任で整備してほしい(例：399号線)。(川内村)
- 福祉施設を建ててほしい。(川内村)
- 合併槽や浄化槽といった下水道のインフラが整わないと帰れない。(川内村)

【放射線・安全性】

- 東京電力福島第一、第二原発は安全か。(川内村、広野町、檜葉町、南相馬市)
- 放射線に対する不安があるが、近くに相談や検査に行く場所がない。県立医大は遠いので行くのが大変である。(広野町)
- SPEEDIの数値をなぜ隠したのか。(檜葉町、飯舘村)

【その他】

- 中間貯蔵施設、最終処分場はどうするのか。(檜葉町、大熊町)
- 今は風評被害で、畑で作っても売れない。来年もおそらく難しい。しかし、将来を見据えて若い人が農業をしやすいように基盤整備をしてほしい。(川内村)
- 高速道路の無料化を継続してほしい。(檜葉町)
- 医療費を無料化してほしい。(檜葉町)

帰還支援に係る住民説明会・議会全員協議会の開催実績

(1) 川内村（帰還する住民中心）

3/21（水）12:30-（いわき市四倉仮設集会場）、16:00-（郡山市若宮前仮設集会場）

4/3（火）9:00-（川内村：第1区集会所）、11:00-（川内村：第2区集会所）、14:00-（川内村：第3区山村活性化支援センター）、16:00-（川内村：第4区集会所）

4/4（水）10:00-（川内村：第5区集会所）、13:00-（川内村：第6区集会所）、15:00-（川内村：第7区集会所）

(2) 広野町

3/25（日）10:00-（広野中学校体育館）

3/26（月）14:00-（いわき市中央台東小学校体育館）

3/27（火）14:00-（広野町役場湯本出張所2階会議室）

(3) 田村市

3/28（水）19:00-（田村市船引保健センター）

(4) 飯舘村

4/3（火）13:30- 議会全員協議会

4/9（月）18:30-（伊達市：保原市民センター）

4/10（火）18:30-（相馬市：相馬市高齢者サポートセンター）

4/11（水）18:30-（福島市：福島県青少年会館）

4/12（木）18:30-（福島市：飯野出張所）

(5) 檜葉町

4/6（金）14:00- 議会全員協議会

4/11（水）14:00- いわき市文化センター（北部の500名の住民）

4/12（木）14:00- いわき市文化センター（南部の500名の住民）

4/13（金）10:00- 会津美里町（200名の住民）

(6) 南相馬市

4/7（土）13:00-（道の駅ホール）

4/8（日）15:00-（さくらホール）

4/9（月）19:00-（道の駅ホール）

(7) 大熊町

4/16（月）13:30- 議会全員協議会